

有害図書に該当すると認める理由

1 電子工作傑作ガイド

盗聴に関するものや、盗撮に必要な機具と手段などについて詳細に説明する記事などが掲載されている。

よって、条例第6条第1項第3号（人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は少年の犯罪を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの）に該当すると認められる。

2 裏マニアックス - 極太裏事典 - G I G A

違法にアップされた動画の紹介やその検索ワードに関するもの、ピックアップなどの解錠要領に関するもの、自動車盗難が危惧されるエンジン始動要領に関するもの、美人局の道具となるとして必ず陽性がでる妊娠検査薬の紹介、盗撮への使用が危惧されるカメラの紹介などが掲載されており、さらに別冊には、マイナンバーカード、ビール券、運転免許証の複製に関するもの、ハッキングツールや解錠のための工具に関する記事が掲載されている。

よって、条例第6条第1項第3号（人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は少年の犯罪を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの）に該当すると認められる。

3 実話ナックルズ2月号

暴走族を容認し、かつ、賛美するような記事が掲載されている。

よって、条例第6条第1項第2号（著しく粗暴性又は残虐性を助長し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの）に該当すると認められる。

また、大麻などの薬物に関するもの、犯罪に関わるおそれのある行為の紹介などの記事が掲載されている。

よって、条例第6条第1項第3号（人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は少年の犯罪を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの）に該当すると認められる。